平成２１年（フ）第８３４号
熊本県菊池郡大津町大字室324番地５
債務者　平田　美穂
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　紀子
4　破産債権の届出期間　平成22年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８７号
東京都町田市忠生３丁目１番地34もりやハイツⅡ―201
債務者　米須　清二
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島　　弘毅
4　破産債権の届出期間　平成22年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６９号
東京都八王子市楢原町1603番地２
債務者　加藤　人禄
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤沼　康弘
4　破産債権の届出期間　平成22年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１５号
川崎市川崎区境町９番13号
債務者　後藤　　洋
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成22年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
川崎市川崎区宮前町11番18―401号　コスモ川崎宮前町、前住所川崎市川崎区境町９番13号
債務者　後藤　國臣
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成22年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８０５号
岐阜市前一色２丁目13番５号
債務者　藤田　　博
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　大祐
4　破産債権の届出期間　平成22年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月１日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８８号
川崎市中原区丸子通１丁目412番地１　エスティガーデン305、前住所大阪府枚方市長尾台３丁目６番８号
債務者　武市　桂次
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茆原　正道
4　破産債権の届出期間　平成22年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
新潟県五泉市不動堂250番地
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　聡之
4　破産債権の届出期間　平成22年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０号
新潟県新潟市中央区鳥屋野１丁目８番15号
債務者　吉村　　毅
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　良宏
4　破産債権の届出期間　平成22年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１号
新潟県新潟市中央区鳥屋野１丁目８番15号
債務者　吉村いづみ
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　良宏
4　破産債権の届出期間　平成22年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８８号
神戸市北区有馬町1297番地の１　407号、従前の住所兵庫県明石市二見町東二見515番地の１
債務者　林治療院こと　林田　祐介
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　破産債権の届出期間　平成22年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５号
兵庫県三田市けやき台６丁目34番地３
債務者　松本　　晋
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　真央
4　破産債権の届出期間　平成22年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３３号
神戸市兵庫区大同町１丁目２番３号
債務者　長藤　秀一
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友廣　隆宣
4　破産債権の届出期間　平成22年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部